

鳥取県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業小倉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成22年3月2日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成22年3月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則